

130 砂防指定地台帳再整備状況について

(財) 砂防フロンティア整備推進機構 ○山口克巳・渡辺貞夫
小野俊隆・高橋 正

1. はじめに

砂防指定地は、土砂災害から国民の生命、財産を保護するために指定する区域であり、この適正な管理を行うことは、砂防行政の要となるところである。

明治30年に砂防法が制定されて以来、6万余箇所にのぼる砂防指定がなされてきましたが、百年の歴史の中で砂防指定地関係資料は膨大となってきました。また、周辺の開発や行政区画の変更等により、行政区域名や現地の状況が変わっているところもかなりあり砂防指定地管理上支障をきたしていることから、砂防指定地台帳や設備台帳等の再整備の必要性和管理事務のためのより効率的な台帳管理システム(砂防GIS)が不可欠となっている。

これらのニーズに応えるため当財団では、基礎的な研究を行うとともに、具体的な各種の手法等について研究開発をしてきた。これら再整備状況について報告する。

2. 砂防指定地再整備方法

砂防指定地台帳再整備は単に砂防指定地申請図書を整理するものでなく、統一された規格の基に調書・付図等を作成する必要がある。指定地の特定内容は単に図面を作図するという内容でなく、出来る限り官報告示文の内容に近づいた形の再現に努力する必要がある、多岐にわたる調査・分析・判断等の結果、管理者の所有する資料(砂防指定地台帳・官報告示文・砂防指定地申請図書等)、法務局及び市町村が所有する資料(地形図・地番図・土地台帳・公図・法第17条地図・大規模開発計画図・森林施行図等)の資料内容を検討し、現況に即した指定地を特定し、調書及び付図(地番図・区域図)等を作成する。

3. 地形図の精度についての問題点

砂防指定地台帳に使用する地形図は、原則として縮尺1:2,500図を基本として作成することとしているが、指定地がある区域については、大部分が山間部のため縮尺1:2,500図が整備されていない。その為に森林基本図(縮尺1:5,000)または、縮尺1:10,000図を縮尺1:2,500図に拡大して使用しているケースも見受けられる。しかし、精度面を考慮した場合、森林基本図または縮尺1:10,000図は、地形及び地物等のデータが少なく、公図等の地番筆界等の位置の特定が困難であり地番図の精度保持が懸念される。

4. 砂防指定地台帳の整備状況

砂防指定地台帳等整備規則(昭和36年4月1日建設省令第7号)に基づき整備実施状況は下記のとおりである(当財団が実施した機関)。

1) 台帳整備業務

- ①国土交通省：旭川・石狩川・帯広・岩手工事・利根川水系・日光砂防・富士川砂防・松本砂防・湯沢砂防・立山砂防・神通川水系・飯豊山系砂防・天竜川上流・多治見・越美山系砂防・静岡河川・六甲砂防・琵琶湖・福井・倉吉・日野川・四国山地砂防・松山・大隅・川辺川・宮崎・雲仙

②都道府県 (全域実施)

: 宮城・新潟・長野・山梨・兵庫・和歌山・鹿児島

(一部実施)

: 青森・山形・福島・富山・福井・静岡・愛知・徳島

2) 指定地数及び指定地面積

平成11年版砂防便覧による指定地数及び面積は以下のとおりである。

①2条指定地 指定地数: 59,730 箇所 面積: 8,589 K m²

②6条指定地 指定地数: 2,645 箇所 面積: 2,194 K m²

指定地面積比は日本国土面積の約2.3%にあたる(東京都と栃木県を加えた面積)

3) 当財団が実施した数量

平成3年度より平成12年度末までの実施数量は以下のとおりである。

①2条指定地 指定地数: 13,757 箇所 約20% 面積: 2,031 K m² 約24%

②6条指定地 指定地数: 2,008 箇所 約76% 面積: 1,754 K m² 約80%

5. 砂防指定地台帳整備上の課題及び提案

砂防指定地管理において、砂防指定地台帳整備は管理上不可欠な業務である。砂防指定地の管理及び今進められている山林における砂防指定地の地方税法に基づく固定資産税評価の減額措置に対する市町村への資料提供等として使用する事を考慮し、以下の内容を提案する。

- ①都道府県において、固定資産税評価の減額資料として、市町村に砂防指定地申請図書等をそのまま提供された場合、資料が古く地名地番の変更及び開発等により指定地の特定が困難な場合が予想される(また、台帳整備業務実施中において告示文と申請図書との不整合により発注者と協議して指定地範囲を特定したのもも相当数あった)。従って、現況に即した指定地の特定を行うこととする。
- ②国土調査法に基づく地籍測量が終了後は、速やかに台帳等の調書及び地番図等の付図の更新を行う。
- ③台帳整備時において、森林基本図等をベースに実施した箇所においては、縮尺1:2,500図が整備された場合には速やかに調書及び付図等の調整を行う。
- ④指定地の追加指定・開発行為及び地番の分合筆等の経年変化を考慮し、必要に応じ更新を行う。
- ⑤新しく指定する場合には、座標指定による指定方法を採用することが望ましい。

6. おわりに

砂防指定地管理等の砂防行政を円滑に行うには、大量の情報を合理的に整理・分析し、迅速・的確な情報を関係機関及び地域住民に提供する必要がある。砂防指定地についても調書・図面等の大量のデータを電子化する事により、効率的な業務管理及び地域住民へのデータ情報の提供が可能となる。そのためには、指定地の調書・付図等の統一した規格の基でデータ等の整備が必要であり、砂防フロンティアへの期待が大きい。